

知的財産判例セミナー

日時 2022年6月30日 (木) 16:10~17:40

オンラインにて開催

※お申し込み後招待メールを送付いたします。
お申込みの際はメールアドレスを必ずご記入ください。

プログラム

今回取り上げるのは、不正競争防止法に関する事件である「ハッ橋事件」控訴審判決（大阪高裁令和3年3月11日判決 令和2年(ネ)1568号 判時 2491号 69頁 令和3年9月14日上告不受理決定）である。

本件は、複数の製造販売事業者が競合する京銘菓「ハッ橋」の製造販売事業者間の不正競争事案である。一番被告（被控訴人）は、店舗の暖簾や看板、ディスプレイなどに、一番被告の創業またはハッ橋の製造開始が元禄2（1689）年である等の表示を付し、また商品説明書等に同様の表示を付した商品を製造、販売している。一番原告（控訴人）が、これらの一番被告の表示は、正当な根拠に基づかず、一番被告が製造、販売する商品及び役務の品質等を誤認させる表示であるから、平成30年法律第33号による改正前の不正競争防止法2条1項14号（現行法20号）の不正競争（品質等誤認表示）に該当すると主張し、同法3条1項に基づく表示の差止め、同条2項に基づく上記表示を付した営業表示物件の廃棄、および同法4条（予備的に民法709条）に基づく損害賠償を求めた。

原審は、一番原告の請求を棄却した。そこで、一番原告はこれを不服として控訴したが、本判決は原判決の判断を維持した事案である。

本セミナーでは、「ハッ橋事件」を題材として不正競争防止法2条1項20号（品質等誤認表示）について検討する。

【1】講師紹介 16:10~16:15

山口大学国際総合科学部、知的財産センター長・教授 小川 明子

【2】講演 16:15~17:25

「ハッ橋事件」控訴審判決（大阪高裁令和3年3月11日判決 令和2年(ネ)1568号）

追手門学院大学国際学部教授、山口大学客員教授 足立 勝氏

【3】学生によるコメント・質問 17:25~17:30

山口大学国際総合科学部 河崎 亜門

【4】質疑応答 17:30~17:40

参加
無料

登壇者 / 足立 勝（あだち まさる）

【Profile】

- ・追手門学院大学国際学部教授 / 山口大学客員教授（いずれも2022年4月～）
- ・アストラゼネカ株式会社 上級法務顧問（2022年4月～）
- ・前職は、アストラゼネカ株式会社 執行役員・法務部長（2015年5月～2022年3月）
及び日本コカ・コーラ株式会社 Director&Senior Legal Counsel（2015年4月まで）
- ・米国ニューヨーク州弁護士
- ・博士（法学・早稲田大学）、LL.M（University of Illinois, College of Law）
- ・早稲田大学 知的財産法制研究所 招聘研究員（2015年～）
- ・発明推進協会 知的財産研修・経営課程 講師（2015年～）
- ・日本弁理士会 中央知的財産研究所 会員外研究員（2012年～）
- ・日本商標協会 理事（2005年～）、同関西支部 副支部長（2018年～）
- ・日本マーケティング学会 「ブランドとコミュニケーション」プロジェクトメンバー（2012年～2017年）
同「スポーツ・マーケティング研究会」メンバー（2016年～）



【学会等】

- ・日本工業所有権法学会
- ・著作権法学会
- ・日本知財学会
- ・日本マーケティング学会

お問い合わせ・お申込み 6/29 (水) 締切

*ご記入いただいた個人情報につきましては、今回のイベントと今後機関からのご案内以外の目的で利用することはありません。

下記URLよりお申込みください。

<https://ds23e.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~jimu/form/?en=220511091824>

【お問い合わせ先】

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター
〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1
TEL: 0836-85-9942
E-mail: ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp
<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>



☎こちらを読み取り、
お申し込みも可能です。

広報 提供プログラム: 知財全般



知的財産
教育研究共同利用拠点